

新設規制に関する事前評価書

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物管理票制度の実効性を確保し、産業廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	排出事業者、運搬受託者及び処分受託者が産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表することができ、公表されてもなお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、都道府県知事はその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の6第2項及び第3項
規制の必要性	勧告後の措置が何ら規定されていないため、単なる勧告のみでは産業廃棄物処理業者等がそれに従おうとしない場合もあることから、実効性を高めるための担保措置を強化する必要がある。
期待される効果	環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に対する配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。
想定される負担	産業廃棄物管理票制度の違反事実について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、当該者は不利益を被るが、他方で、産業廃棄物管理票の遵守及び優良業者の選別が進むことで、産業廃棄物処理の適正化が図られ、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、既存の勧告制度及び罰則を積極的に適用することが考えられるが、勧告のみでは実効性に欠けること及び罰則の適用がなされない軽微な違反行為が多いことから、代替手段では勧告制度の実効性を確保することが困難であり、公表・措置命令制度を導入することが望ましいと考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「勧告の実効性を確保し、マニフェスト制度の遵守を徹底するため、違反行為に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事等が公表等の措置をとることができることとし、あわせてマニフェスト違反に係る罰則を強化すべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。